

要求水準書（案）に関する質問・意見

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
27	南部	質問	要求水準書（案）	36	第2-8(3)ア (イ)	飲み残し牛乳の回収・処分は業務範囲ではないという理解でよろしいでしょうか。	<p>学校で生じた飲み残し等の残牛乳は、現状、配膳室に集約し、学校で廃棄しています。飲み残し牛乳自体は、事業者が自らの費用により処理するものではありませんが、学校配膳業務の範疇において、事業者（配膳員）が実施する作業があります（作業レベルは、各学校の実情により多少差異があります）。</p> <p>今後、より適切な処理方法への転換を目的に、食器・食缶と一緒に給食センターへ回収し、給食センターの除害施設で処理するように変更する可能性があります。ただし、検討項目の一つとして課題整理を行っている段階であり、正式に決定しているものではなく、変更の有無および変更する場合の時期も含め、未定です。</p> <p>この場合においても、除害施設への投入作業等、本事業の範疇において事業者に行っていた作業があり得ます。</p> <p>要求水準書の第2-9-(2)-ウ-(セ)で、上記の旨を記載しました。</p>